

令和 5 年度事業計画書

I. 金融情報システムを取り巻く環境と課題

金融情報システムは、金融機関等の業務遂行において、さらには、経済社会や国民生活において不可欠な重要インフラである。こうしたもとの、わが国の金融情報システムを取り巻く環境は、「デジタル化」という不可逆的な流れのなかで、とどまることなく変化を続けている。

機械学習・AI やブロックチェーン等が、金融機関等の業務や商品・サービスに組み込まれる事例が拡大している。メタバースや量子コンピュータなど、次代の新技術を金融分野に応用しようとする試みも始まっている。FinTech 企業に続いて、非金融事業会社が組込型金融を活用する形で金融分野に参入する事例が増加しているなかで、既存の金融機関等は、モバイル・アプリといった新しいチャネルを用いたサービスを拡充している。これらは、オープン API とスマートフォン等利便性の高いデバイスとの組合せが前提となっている。経費面や開発の柔軟性の観点に加え、テレワークの実施拡大や Web 会議サービスの浸透もあって、外部サービスとしてのクラウドの多様な活用が進んでいる。クラウド基盤を活用し、基幹系システムを再構築する事例のほか、さまざまなデータを利活用して新しいビジネスにつなげようとする動きがみられる。

変化の一方で、金融情報システムが直面する脅威とリスクも変化し、また、一段と高まっている。金融業務の高度化や外部サービスの利用拡大に伴い、システムで実現する機能が拡張し、サーバー等の機器構成やネットワークが複雑化している。複雑化・多様化したシステムへのアクセス経路や、機器の脆弱性を狙ったサイバー攻撃が多発している。システムを利用する者の心理やリテラシー不足を突いた攻撃も増加している。サイバー攻撃の手段及び手法は、巧妙化・高度化する形で常に変化し、金融機関等は規模の大小に関わらず、攻撃の対象となる可能性がある。すべての金融機関等において、「攻撃されないための対策」に加え「攻撃されることを前提とした対策」を準備する等、サイバーセキュリティ対策の底上げを進めることが必要である。加えて、システム構成が複雑化・多様化するもとの、システム障害の発生を念頭に置いた態勢整備等、システムリスク管理の重要性はいささかも変わらない。

金融機関等においては、業務や組織運営を一層効率化していくことと、利用者に対して、多様なニーズに呼応する、より魅力的な金融商品・サービスを提供することが重要な経営課題であり、そこでは IT の利活用が不可欠である。経営戦略と IT 戦略を一体化した IT ガバナンスの考え方のもと、適切に IT 投資を行い、新しい技術を取り込みつつ安全性と安定性の高い金融情報システムを構築していくことが求められる。そのうえで、適切なシステムリスク管理と強固なセキュリティ対策、厳正なシステム監査、さらには計画的な人材確保及び育成の実施が必要である。

以上のような、金融情報システムを取り巻く環境と課題に関する認識を踏まえ、令和 5 年度における事業計画を、次のとおり定める。

II. 事業計画

1. サイバーセキュリティに関する取組み

規模の大小に関わらず、すべての金融機関等において、サイバーセキュリティ対策の底上げを進める必要がある。金融機関等における取組みを支援することを目的に、以下の活動を実施する。

(1) 調査・研究

政府機関や民間のサイバー関連団体等と連携し、国内外金融機関等における最新のサイバーセキュリティに係る「参考情報」や「インシデント情報」を収集し、分析結果とともに還元する。

金融機関等のサイバーセキュリティ対策事例全般に関する調査・研究を行う。

金融機関等のクラウドサービス利用における、サイバーセキュリティ対策に関する調査・研究を行う。

(2) 研修・セミナー等

サイバーセキュリティ対策に関する知見を深めるとともに、金融機関同士の情報共有等を目的とする「サイバーセキュリティワークショップ（基礎編・ステップアップ編）」を開催する。

会員企業への「訪問サービス」や各種セミナーを通じて、サイバーセキュリティに関わるコンテンツを提供する。

サイバーセキュリティにおける経営層の役割、及びサイバーセキュリティ人材の確保・育成をテーマとする、地域・中小金融機関の経営層向けの「経営層向けサイバーセキュリティセミナー」を開催する。

2. 調査・研究

(1) 新しい技術・金融サービス

オープン API について、更新系 API を通じたサービス提供状況やセキュリティ対策事例、インシデント発生状況等に関する情報収集と調査・研究を行う。当該取組みの一環として、「金融機関における API 接続チェックリストに関する連絡会」の定期開催に加え、更新系 API に関するセキュリティ面のチェックの在り方等を関係者が議論する会合を開催する。以上の活動を踏まえ、「API 接続チェックリスト」の見直しについて検討する。

非金融事業会社等による活用事例が増加している Embedded Finance（組込型金融）の動向について調査・研究を行う。

金融のデジタル化の進展を背景に銀行提供サービスが高度化するもとの、金融機関等における顧客満足度向上に向けた取組みについて調査・研究を行う。

デジタル通貨の動向に関する調査・研究を行う。

(2) IT ガバナンス、IT 投資

統廃合等により営業店舗が減少傾向にあるもとの、デジタル店舗等、顧客ニーズを踏まえた新しい店舗形態を展開する、金融機関等の今後の店舗戦略に関する調査・研究を行う。

システム開発の内製化を志向する金融機関が増加するなかでの、人材育成等の取組みに関する調査・研究を行う。

(3) IT 等の利活用、リスク管理

リモート監査やアジャイル監査など、金融機関等における新しいシステム監査手法への取組みに関する調査・研究を行う。

「経済安全保障推進法」などの施行が、金融機関等のシステム開発や運用に及ぼす影響に関する調査・研究を行う。

データ・アナリシスなど、金融機関等におけるデータ利活用に関する最近の取組みに関する情報収集を行う。

(4) 決済サービス、市場インフラ

企業間決済のデジタル化において重要となる、法人インターネットバンキングの動向に関する調査・研究を行う。

金融インフラのオープン化、共通化、標準化に向けた国際的な潮流や、これを背景とする資金決済サービス等の相互運用性（インターオペラビリティ）について、先進的な取組みがみられる国内外の動向に関する調査・研究を行う。

(5) 金融機関アンケート

金融機関等の協力を得て、システム化に関する動向や安全対策の実施状況などを調査する「金融機関アンケート」を実施する。

3. ガイドライン・手引書

(1) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書

システム障害の発生、クラウドサービス利用時におけるセキュリティ設定の不備、企業を対象にしたサイバー攻撃の増加など、金融機関等が取り組むべき安全対策面での課題は引き続き多い。また、技術の進歩や法令の改正に関しても、引き続き迅速な対応が求められている。

令和5年度は、第1四半期に『金融機関等におけるクラウドサービス導入・運用にあたっての解説書（試行版）』の内容を取り込んだ改訂版（第11版）を発刊する。続いて、同年度中に、最近のシステム障害事例への対策を踏まえた事項を追加することのほか、設置形態や取扱機能が多様化しているATMに関する安全対策について、必要な変更や追加を実施することを内容とする改訂を行う。

(2) 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書

これまで実施してきた、新型コロナウイルス感染症の拡大やサイバー攻撃の高度化等の新たなリスクについて考慮すべき重要な要因に関する調査及び検討結果を踏まえた、また、この間進めてきた『安全対策基準』の改訂内容等を織り込んだ改訂を行い、第4版として発刊する。

(3) 金融機関等のシステム監査基準

本基準は、システム監査人が準拠すべき「基準」を明確にして、監査品質のさらなる向上を目指す必要があるとの考え方のもと、平成31年3月に発刊したものである。

発刊以降、Fintech、クラウドサービスなどの新技術を利用した金融サービスの発展や、サイバー攻撃をはじめとした IT リスクの多様化・複雑化などにより、システム監査の範囲は急速に広がりつつある。こうした環境の変化を踏まえ、改訂に向けた具体的な調査を進める。

4. 説明会・研修・セミナー等

調査・研究成果の還元や、当センターが策定した各種ガイドラインの普及、金融行政動向及び金融実務・IT 事情等に関する情報提供、会員企業における人材育成支援のため、説明会や講演会、研修、セミナー等を開催する。

説明会等の開催形式は、原則、会場での実地開催形式とオンライン形式（ライブ配信、録画配信）を並行して行う「ハイブリッド」形式により行う。

(1) 説明会

「全国説明会」を全国7都市において開催し、『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書』の令和4年12月改訂（第10版）、及び令和5年第1四半期に発刊予定である第11版の概要説明を行う。

会員企業の関心が高いテーマについての講演、及び参加者間の情報交換・意見交換を目的とした交流会からなる「地区別セミナー」を、全国8都市で開催する。

当センターが作成・公表した調査レポート等について説明する「FISC 調査報告会」を、発刊の都度、ライブ配信と期間を限定した録画配信により行う。

(2) 講演会

金融情報システムに関連する最新の知見を会員に還元するため、国内外の有識者等を招致した「FISC 活動報告・講演会」、「FISC セミナー」を開催する。

(3) 研修

金融機関等の IT 部門等の新任者、実務担当者、役員といった階層別の研修・セミナーとして、「新任システム担当者セミナー」、「システムマネジメントセミナー」、「エグゼクティブセミナー」を開催する。

システム監査人の育成を目的とする「システム監査セミナー」について、基礎コース、アドバンスコースを開催する。

(4) 訪問サービス

当センター役職員が講師となり、会員企業に対して、個別に金融情報システムに係る諸課題に関する調査研究成果を解説する「訪問サービス」をオンライン対応も含めて実施する。

会員企業への講演映像の DVD 貸出サービスを実施する。

5. その他情報発信、会員サポート等

(1) 出版物

金融情報システムに関する調査・研究の成果や、当センターの活動内容について、調査研究レポート等の形でホームページに随時掲載することにより、タイムリーな情報還元を行う。

機関誌として、令和5年度中に公表した各種レポートを取りまとめた『金融情報システム』を令和6年3月に、また、金融機関アンケート調査結果を掲載した『金融情報システム（金融機関アンケート調査結果）』を令和5年11月に、それぞれ発刊する予定である。

金融情報システムの状況等を網羅的にまとめた『金融情報システム白書』を、令和5年11月に発刊する予定である。

(2) FISC ガイドラインサーチ

当センターが策定する各種ガイドラインを検索・閲覧するためのツールである「FISC ガイドラインサーチ」について、令和5年度刊行予定の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第11版）」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書（第4版）」を利用可能とする。なお、旧ガイドライン検索システムの提供を令和5年3月末で終了する。

(3) 他機関との連携

金融庁等の関係各省庁、日本銀行、業界団体のほか、海外の金融監督当局や関連機関等との連携を行い、金融システムに関する個別論点の意見交換を行うとともに、活動面での協力を強化する。

以 上